様式第１号（第４条関係）

（別紙１）

石井町移住支援事業補助金交付申請に関する誓約事項

１．移住支援金に関する報告及び立入調査について、石井町から求められた場合には、それに応じます。

２．以下の場合には、石井町移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）全額返還

（ア）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

（イ）移住支援金の申請日から３年以内に石井町から転出した場合

（ウ）第３条（２）において、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（２）半額返還

（ア）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に石井町から転出した場合

３．徳島県及び石井町が、申請者の個人情報について、徳島県及び県内市町村並びに全国でデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して実施する移住支援事業の円滑な実施や、当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は関係機関に事実確認の調査を行うことについて同意します。

年　　月　　日

同意署名

申請者　　印

同居人※　　印　　同居人※　　印　　同居人※　　印

※世帯向けの支援金を申請する場合、同居人の方も署名ください。